

# 宮崎労働局 助成金センターのご案内

労働関係助成金のうち、下記の助成金の相談や支給申請手続きにつきましては、宮崎合同庁舎5階「宮崎労働局職業安定部 職業対策課 助成金センター」で受付を行っております。

- |                          |                        |                         |
|--------------------------|------------------------|-------------------------|
| ① 特定求職者雇用開発助成金<br>＜予約不要＞ | ② トライアル雇用助成金<br>＜予約不要＞ | ③ 人材開発支援助成金<br>＜一部予約不要＞ |
| ④ キャリアアップ助成金             | ⑤ 人材確保等支援助成金           | ⑥ 障害者雇用安定助成金            |
| ⑦ 雇用調整助成金                | ⑧ 労働移動支援助成金            | ⑨ 中途採用等支援助成金            |
| ⑩ 地域雇用開発助成金              |                        |                         |

◎上記の他、既に廃止された助成金のうち、経過措置分として支給申請のみ受付けている助成金が一部ございます。

助成金センター窓口での相談や申請につきましては、**事前の予約が必要**となります。

助成金センターへお越しの際は、事前に予約のための電話連絡をお願いいたします。

● **予約不要の助成金** ● 以下の助成金につきましては、予約なしで随時受付を行っております。

① 特定求職者雇用開発助成金 ② トライアル雇用助成金

③ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コースに限る）

※申請件数や申請内容によっては、お時間を頂くこともございますので時間に余裕を持ってお越しくくださるようお願いいたします。

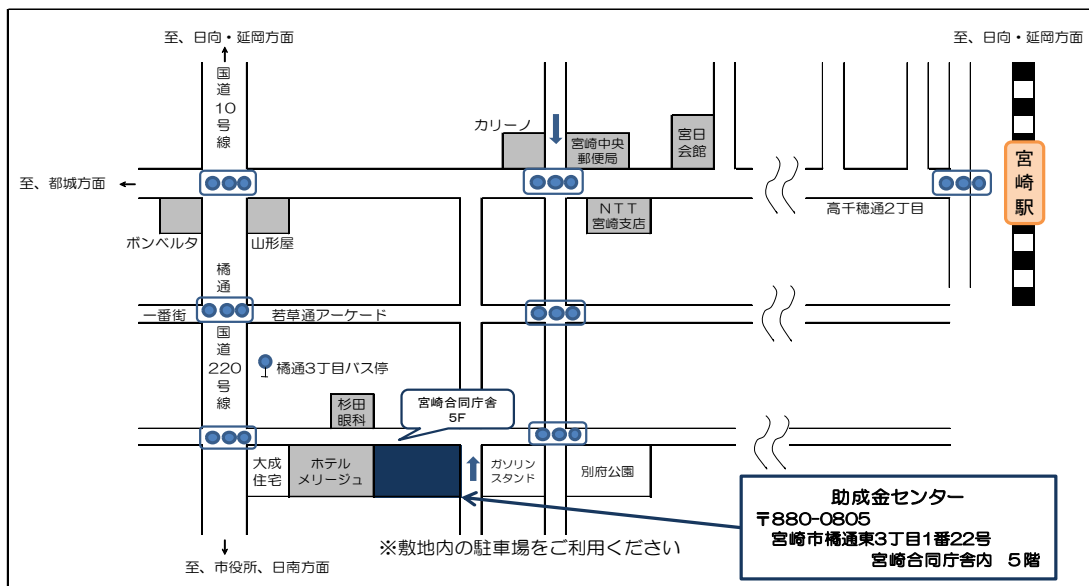
なお、待ち時間軽減のため、『8時30分～9時30分』及び『16時30分～17時15分』  
予約不要の助成金についてもこの時間帯にお越しの際は、事前の電話連絡をお願いいたします。

**【開庁時間】 8時30分～17時15分 <昼休み時間：12時～13時>**

※土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く

\* 助成金の申請手続きは、助成金センターへ**直接持参**または、**郵送**での受付になります。

～郵送での申請をお考えの場合は、必ず裏面をご確認ください～



宮崎労働局職業安定部 職業対策課 助成金センター

〔TEL〕 0985-61-8288 又は 0985-38-8824 〔FAX〕 0985-38-8829

雇用関係助成金の計画書や申請書類等の受付について、事業主の皆さまの利便性向上を図るため、郵送による受付も行っておりますが、円滑な審査を進めるため、郵送申請の際は、下記の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

## ～郵送申請に当たってのお願い～

- 紛失等の郵送事故を防ぐため、**配達記録や簡易書留**等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- 郵送の場合、**申請期限までに助成金センターに到達**していることが必要です。
  - ※ 投函日や消印日が申請期限内であっても、到達日が申請期限内にない場合は、受理できません。
- **書類の不備や記入漏れ**がないよう、**事前によくご確認**ください。
  - ※ 原則として、提出された書類により審査を行います。  
書類の不備又は補正すべき内容があった場合、不受理や不支給となることもございます。
- 郵送される書類等は、**必ず写しを保管**いただくようお願いします。
  - ※ 助成金の支給を受ける事業主は、提出又は提示した書類等の写しを、支給決定された時から5年間保存しなければならないことになっています。
- 受付印を押印した支給申請書等の写しは、**返信用封筒**(切手貼付・宛名記載)が同封されている場合に限り、返送いたします。
- **初めて助成金を申請**する場合や**計画書・申請書の作成方法等が不明**な場合は、持参による申請をご検討ください。

【郵送申請先】 〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター  
\*宛名のあとに申請する助成金名をご記入ください。⇒ (助成金名〇〇〇〇〇)

### <助成金に関する勧誘にご注意ください。>

- 近年、厚生労働省から委託を受けたと装って、雇用関係助成金の申請や助成金対象の診断、受給額の無料査定などをするといった記載の書面を一方向的に送付(FAX)し、助成金の活用を勧誘する事業者が存在すると情報が寄せられています。
- 厚生労働者や宮崎労働局・ハローワークが、特定の事業者に助成金の勧誘を委託することはありません。これらの事業者は、手数料や報酬などを目的に本来受けることが出来ない助成金について、受給を提案している可能性がありますので、十分ご注意ください。

※※※ **不正があった場合、事業主が不正受給を問われることがあります** ※※※